

仕様書

- 1 業務名 令和8年度「蟹取県ウエルカニキャンペーン」情報発信業務委託(以下「本件業務」という。)
- 2 業務期間 契約締結日から令和9年3月31日まで

3 業務の目的

本件業務は、全国における「鳥取県＝カニ(蟹取県)」の認知度向上及び鳥取県への旅行需要を創出するため、「蟹取県ウエルカニキャンペーン」を展開し、カニをはじめとする鳥取県の魅力を発信することで、観光誘客の促進を図ることを目的とする。

<「蟹取県ウエルカニキャンペーン」の骨格(予定)>

- ・鳥取県内宿泊施設約150施設の宿泊者を対象として、毎月100名様に「鳥取のカニ」をプレゼントする。
- ・実施時期は、令和8年9月1日～令和9年2月28日を予定。
- ・宿泊者向けプレゼントキャンペーンの運営(応募受付、当選者の選定やプレゼント手配・発送業務、アンケート集計業務等)は、(公社)鳥取県観光連盟への委託を予定。

<参考:「蟹取県」の背景>

- ・鳥取県では、9月～6月に「ベニズワイガニ」、11月～3月に「松葉がに」、11月～12月に「親がに」、2月に「若松葉がに」が漁獲され、カニの水揚げ量は日本一。(農林水産省「水産物流通調査(2024年速報値)」による。)
- ・さらに、都道府県庁所在市及び政令指定都市別のカニの購入数量ランキング(総務省「家計調査(2023年～2025年平均)」)においても日本一であり、本県は国内有数のカニの産地・消費地となっている。
- ・平成27年からは「とっとり松葉がに」のうち、大きさ・品質・型とも最上級の松葉がにをトップブランド「特選とっとり松葉がに五輝星(いつきぼし)」として販売。令和元年11月の初セリでは史上最高額500万円の値が付き、ギネス世界記録にも認定され、全国的にも話題となった。
- ・この「カニ日本一」を切り口として、本県では秋期・冬期の観光誘客キャンペーン「蟹取県ウエルカニキャンペーン」を平成26年度から展開し、「蟹取県」や「ウエルカニ」といったキャッチフレーズで首都圏をはじめ全国へ発信してきた。

4 業務の内容

「カニ」や温泉地をはじめとする鳥取県の観光資源を効果的に発信するための基本コンセプトを設定し、以下の(1)～(5)までの業務内容について企画提案、実施をすること。(1)～(5)に付随する調整業務はすべて受託者にて行うこととし、実費等については委託料の範囲内で実施すること。

なお、鳥取県の観光資源については、(公社)鳥取県観光連盟のウェブサイトなどを参考にすること。

(1) 全国的なメディア露出を目的としたPRイベント(都内)の実施

ア 内容

全国における「鳥取県＝カニ(蟹取県)」 「蟹取県ウエルカニキャンペーン」の認知度向上及び鳥取県への旅行需要の創出を目的として、首都圏メディアを主な対象としたPRイベントを企画・実施する。
※委託料の範囲で、都内の会場を選定すること。

イ PRイベントの企画・運営及び会場の設営

- (ア) 最大限のメディア露出が図れるよう話題性のある演出を企画し、運営マニュアル・進行台本の作成、司会者の配置、必要な運営スタッフの配置等も行う。
- (イ) 会場設営においては、バックボード等装飾の設置、会場受付及び案内パネル設置、照明器具や音響機材の設置(ワイヤレスマイク、ミキサー、アンプ等)、想定されるイベント内容に必要な演出用小道具の手配、控室への卓上鏡や姿見等必要となる備品の手配及び設置、その他設営に必要となる物品等の手配を行う。
- (ウ) 出演する著名人手配に係る所属事務所との交渉、出演内容やスケジュール、出演料、使用許諾等の調整、その他付随する業務(スタイリスト、衣装、ヘアメイクの手配等)を行う。
- (エ) PRイベント実施日と会場は受託者と調整の上、決定する。

ウ メディア招致と効果測定

- (ア) メディアリストの構築及び作成した案内状を配信し、全国的メディアへの取材誘致を積極的に図ること。また、露出の結果を広告費換算額として算出し、媒体への掲載・放送に対する反響が把握できるようにする。
- (イ) イベントの事後レポートの作成、オフィシャル映像及び写真の撮影を行い、委託者及びメディアに提供する。

<参考：令和7年度PRイベント概要 <https://kyodonewsprwire.jp/release/202511199376>>

(2) 認知度向上と観光誘客を促す企画の実施

ア 内容

「鳥取県＝カニ（蟹取県）」と「蟹取県ウェルカニキャンペーン」を県外に向けて発信し、認知度の向上と鳥取県への観光誘客を促すための企画を立案・運営・実施すること。

イ 具体的な仕様

- (ア) 認知度向上や観光誘客につながる企画を1本以上提案すること。
- (イ) 特にSNS・ウェブ等で拡散されるような仕掛け・工夫に努めること。
- (ウ) 応募を伴う企画を実施する場合は、企画運営、応募情報の収集・集計・抽選作業及び当選連絡作業に必要なシステムの手配は受託者が行うこと。（賞品の購入・発送は委託者が行う。）
なお、組織的な投票等を防ぐための対策や不正なシステム改ざんの防止等のセキュリティ対策を実施するとともに、個人情報の流出が無いよう十分に管理・対策を行うこと。
- (エ) SNSを用いる際のアカウントの運営や投稿素材の作成・管理は受託者が行うこと。また、投稿内容に対する反応・効果についての分析を適宜行い、委託者の求めに応じ随時報告を行うこと。なお、委託者単体での情報発信を行う場合もあるため、投稿内容・投稿時期等については、委託者・受託者双方で随時協議を行うこと。

(3) 「蟹取県ウェルカニキャンペーン」のパンフレット等PRツール類の制作

ア 内容

- (ア) 企画した「蟹取県ウェルカニキャンペーン」の魅力を効果的に発信するPRツール（パンフレット、ポスター等）を制作し、令和8年8月中旬に、委託者が指定する場所に納品すること。掲載する内容やデザイン等は、委託者・受託者双方で協議の上決定する。ただし、JR掲出用のポスターについては別途協議の上、納品すること。
- (イ) 印刷業務については、原則、鳥取県内の印刷会社に発注すること。
- (ウ) 印刷物の色校正は2回以上行うこととし、制作物のデータ一式も併せて納品すること。
- (エ) 本件業務の制作物は、原則、事前の連絡なく二次利用できるものとする。また、二次利用に必要なとなる簡易な変更については、原則、本件業務内で対応する。

制作物	サイズ等	数量	①納品時期、②納品場所
ポスター	B 2、カラー	350 枚	① 令和8年8月中旬納品、②約 250 か所
	B 1、カラー	100 枚	
	B 1、カラー、JR掲出用	220 枚	① 別途協議、②約 55 箇所
パンフレット	A 4、カラー、4～8 頁	5 万部	① 令和8年8月中旬納品、②約 250 か所
	A 4、カラー、2 頁	8 万部	
卓上ポップ	別途協議	400 個	① 令和8年8月中旬納品、②約 250 か所
キャンペーンロゴ、各種バナー、公式SNSプロフィール用の画像データ	別途協議	一式	② 令和8年6月納品、②鳥取県庁

イ 具体的な仕様

- (ア) パンフレット（A4サイズ、両面、カラー）は詳細版と簡易版の2パターンを制作することとし、詳細版（4～8ページ想定）を5万部、簡易版（2ページ）を8万部納品すること。
- (イ) パンフレットには、キャンペーン情報のほか、鳥取県内の観光情報（観光地・温泉地等）、二次交通情報、応募はがきを掲載すること。また、WEBサイトに掲載するためのPDFデータを作成すること。
- (ウ) 宿泊キャンペーンは「はがき応募」「WEBサイトからの応募」が可能であるが、WEBサイトからの応募を推奨する旨をパンフレットに記載すること。
- (エ) キービジュアル、キャンペーンロゴなどをデザインし、ポスター、パンフレットに掲載すること。

(4) 「蟹取県ウェルカニキャンペーン」の特設 WEB サイトの制作・運用

ア 内容

「蟹取県」「蟹取県ウェルカニキャンペーン」に関する情報等を集約した WEB サイトをキャンペーン開始日までに作成し、運用すること。

イ 具体的な仕様

- (ア) キャンペーン情報、鳥取県のカニにまつわる情報、鳥取県の観光情報等を WEB サイトに掲載すること。(画像データは委託者である鳥取県が提供するが、受託者がキャンペーンのイメージを損なわない範囲で新たなものを作成することを妨げない。)
- (イ) 閲覧者にキャンペーン情報及び鳥取県の魅力が伝わる内容及びデザインとなるよう工夫をすること。
- (ウ) スマートフォンでも円滑に閲覧可能な動作環境とすること。
- (エ) サイトアップは令和 8 年 8 月上旬予定、サイトクローズは令和 9 年 3 月下旬予定とする。
- (オ) WEB サイトの作成・運用に係るサーバー等ハードウェアは受託者において準備すること。ドメインは「www.kanitoriken.jp」(以下「本ドメイン」という。)を継続して使用すること。なお、本ドメインの維持管理に係る経費は本件業務に係る契約に含むものとする。また、本ドメインについては、各種検索ページにおいて、常時、上位表示となるよう工夫すること。
- (カ) WEB サイト公開後も、サイト内の情報を適宜修正・更新できるようにし、継続して情報発信を図ること。
- (キ) 鳥取県公式 WEB サイト「とりネット」及び(公社)鳥取県観光連盟の公式 WEB サイト「とっとり旅」などの関連するホームページへのリンクを設定すること。
- (ク) 鳥取県内宿泊施設等からのバナーリンクを想定しているため、バナーデザインを複数種類提案すること。
- (ケ) WEB のページ数は、委託料の範囲内で実現可能なものを提案すること。
- (コ) ドメインの移管について要請した場合はこれを承認すること。

(5) その他

ア 上記(1)～(4)以外にキャンペーンを盛り上げるための取り組みについても積極的に提案すること。その場合の経費は原則、委託料に含めるものとするが、オプションとして、委託料とは別経費として提案しても差し支えない。

イ ポスター、パンフレット等 PR ツールは著名人を起用せずに制作し、鳥取県の蟹および鳥取県旅行を魅力的に PR するものを提案すること。

ただし、全国的なメディア露出を目的とした PR イベント(11 月予定)には著名人の起用を妨げない。なお、著名人については起用理由も提案内容に含めること。

5 その他

- (1) 本件業務を達成するために必要な一切の経費は、受託者負担とする。
- (2) 本件業務の遂行にあたっては、委託者と随時協議・調整を行うこと。また、十分な業務経験を有する人員・体制を整え、予算及び進行管理を行うこと。
- (3) 本件業務に関する成果物の所有権は、原則として委託者に帰属する。
- (4) 委託者は、本件業務が完全に履行された場合に委託料を払う。履行されない内容がある場合、又は履行内容が企画提案書の内容と著しく異なった場合には、委託料の全部又は一部を払わないので、あらかじめ注意すること。